

平成十九年十月五日提出
質問第九三号

国連における「先住民族宣言」に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

国連における「先住民族宣言」に関する質問主意書

本年九月十三日、国連総会本会議で「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下、「先住民族宣言」といふ）が採択されたが、それに関連し、以下、政府に対して質問する。

- 一 国連総会本会議で「先住民族宣言」が採択された際、何カ国が賛成したのかを説明されたい。
- 二 賛成国のうち、「先住民族宣言」に盛り込まれている政治的自決権、土地・領土・資源の権利などの全て、あるいは一部を、自国内の先住民族に適用している国は、一カ国でも存在しているか。その適用が一カ国でも存在するなら、政府の把握している範囲で構わないが、その国名と適用されている先住民族名を説明されたい。

三 二に関連し、他国が当該権利などを適用していることに対する政府の評価・見解を伺いたい。

四 日本は先住民族宣言に対し「基本的には、人権の保護に資するものとして、賛成票を投じた」（平成十九年九月二十五日付内閣衆質一六八第二四号）としているが、投票後に日本政府の考え方（ステートメント）を英文で表明したと聞いているが、どこで誰に対して、その考え方を発表したのかを明らかにされたか。

五 四の日本政府の考え方を日本語で説明されたい。

右質問する。